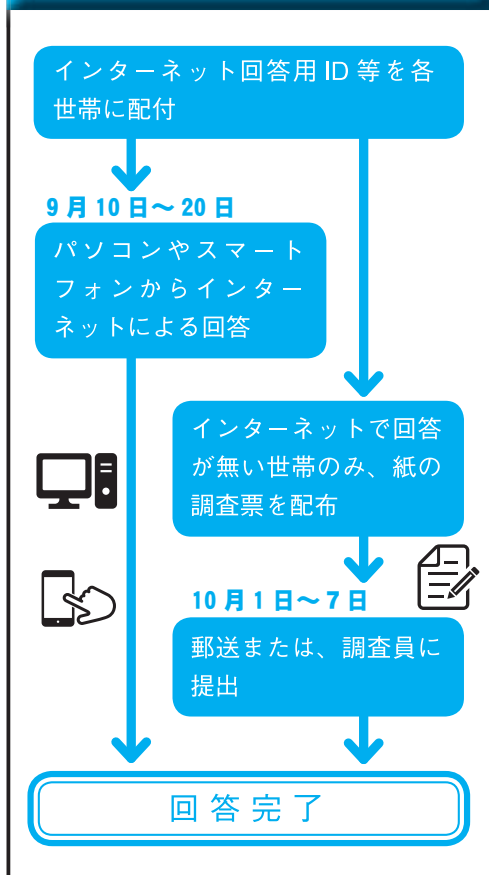


平成27年国勢調査が実施されます

平成27年10月1日現在で、日本国内に住むすべての人と世帯を対象として平成27年国勢調査が実施されます。国勢調査は、5年ごとに日本の人口や世帯の実態を明らかにする目的で行われる、国の最も重要な統計調査です。すべての人と世帯をもれなく、重複なく調査するため、皆様のご協力をお願いします。

調査の流れ



今回の国勢調査では、インターネット回答が初めて全国展開されます。インターネットにつながるパソコンやスマートフォン、タブレット端末などから24時間いつでも回答することができます。

※これまでどおり、紙の調査票で回答することもできます。

◆調査の回答方法は次の2種類から選択してください◆

① インターネット回答

紙の調査票の配付・回収に先行して、インターネット回答が実施されます。9月上旬から回答に必要なID等の配付をするために調査員が皆様のお宅へ訪問します。

パソコンやスマートフォンをお持ちの方はぜひ、インターネット回答をお願いします。

② 調査票による回答

インターネットで回答いただけなかった世帯には、紙の調査票を配付します。

「郵送」または「調査員へ手渡し」のいずれかの方法により提出してください。

なお、調査員へ手渡しで封筒に封入して提出した場合は、調査員が調査票の内容を確認することはありませんので封入するかしないかを、各世帯で選択してください。

◆国勢調査Q & A◆

Q 1 国勢調査員はどんな人？

A 1 国勢調査員は、市区町村の推薦にもとづいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。世帯を訪問する際は、「腕章」と「調査員の顔写真入りの国勢調査員証」を着用しています。

Q 2 留守中に調査員が来たら？

A 2 国勢調査員が「連絡メモ」を郵便受けなどに入れておきます。

Q 3 国勢調査は必ず答えなければいけないの？

A 3 統計法では、正確な統計を作成するために、調査票に記入して提出する義務（報告義務）が定められています。

Q 4 個人情報、守られるの？

A 4 国勢調査は、統計法により個人情報保護が定められています。また、国勢調査の従事者には、統計法による守秘義務が課せられています。調査票は、外部に漏れないよう厳重に管理します。

◆調査の項目

国勢調査は、全部で17項目の簡単な調査です。

◎世帯員に関する事項（13項目）

- ・男女の別・出生の年月
- ・配偶関係・就業状態・従業地または通学地など

◎世帯に関する事項（4項目）

- ・世帯員の数・住居の種類など

国勢調査を装った不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。

秩父別町のPR動画を公開しています

総務省が地方移住の促進を呼びかけるサイト「全国移住ナビ」で秩父別町のPR動画を公開していますので、どうぞご覧ください。



【全国移住ナビ秩父別町ページのアドレス】
<https://www.iju-navi.soumu.go.jp/onl/hokkaido/chippubetsu>

SEARCH 全国移住ナビ 秩父別町 検索

町外に在住している友人・知人などに、ぜひこの動画の紹介をお願いします。

《お問い合わせ先》

企画課企画グループ

電話 33-2111（内線71）

「全国一斉！法務局休日相談所」及び「公開講座」を開催します

法務局が取り扱う登記、戸籍・国籍、供託、人権擁護、遺言、公正証書作成に関する住民の皆様の疑問や相談に、法務局職員、人権擁護委員、司法書士、土地家屋調査士及び公証人がお答えします。

また、「遺言」、「相続登記について」に関する公開講座も同時開催しますので、ご参加ください。

◆日時 平成27年**10**月**4**日（日）

【相談所】午前10時から午後4時まで

【公開講座】「遺言」午前10時30分から1時間程度

「相続登記」午後1時30分から1時間程度

◆場所 旭川市宮前1条3丁目3番15号

【相談所】旭川合同庁舎 西館1階 共用会議室

【公開講座】旭川合同庁舎 西館4階 法務局会議室

◆ご相談は無料です。また、ご相談の秘密は厳守します。

◆事前に電話で予約してください。

◆お問い合わせ先 旭川市宮前1条3丁目3番15号

旭川地方法務局総務課 TEL 0166-38-1144



TOUR DE HOKKAIDO ツール・ド・北海道2015

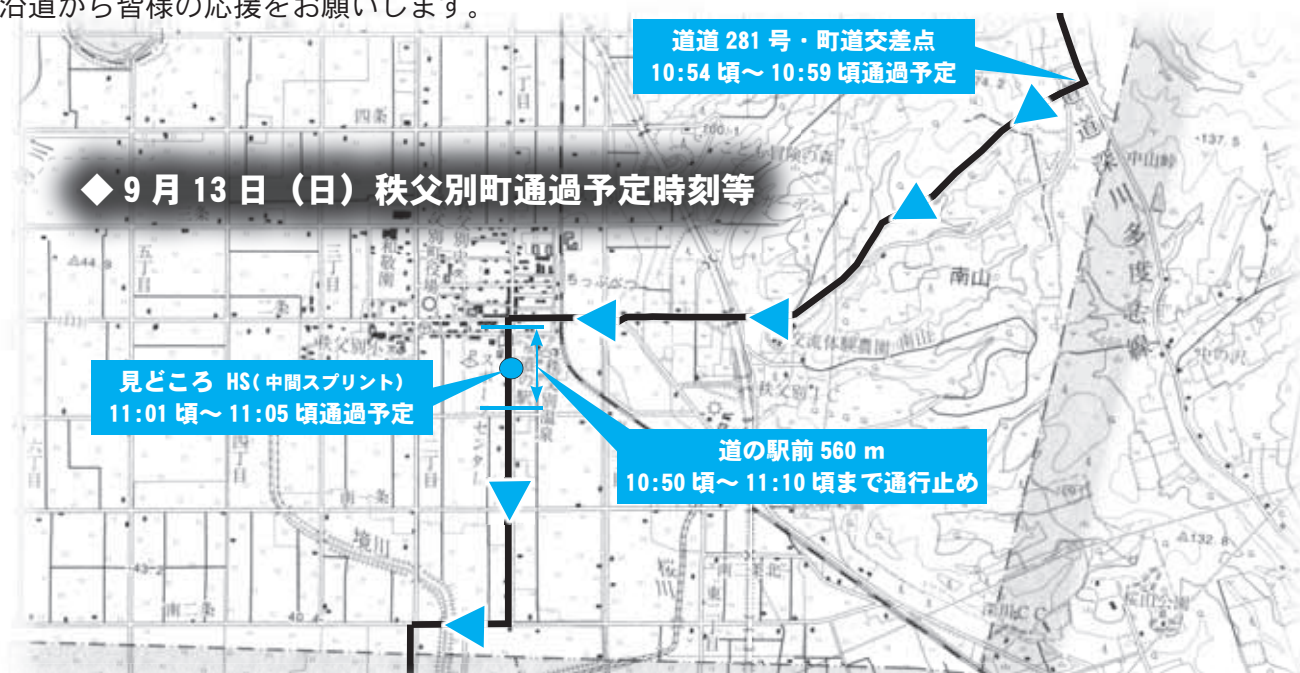
9.13 秩父別町を駆け抜けます 【日曜日】

◆お問い合わせ

秩父別町教育委員会 TEL 33-2555

ツール・ド・北海道2015実行委員会 TEL 011-222-5922

国際自転車競技連合 (UCI) 公認の自転車ロードレース「ツール・ド・北海道」が9月11日から3日間、道北・道央地域の23市町管内で開催されます。本大会は29回目を迎え、国内外から20チーム100人の選手が出場を予定しております。一流選手の迫力あるレースを間近で観戦できますので、沿道から皆様の応援をお願いします。



交通規制にご協力ください

- ①道の駅前の国道233号線から町道1条路線までの区間(560m)は、9月13日(日)10時50分頃から11時10分頃まで、道路の全幅を使用するため車両の「交通が規制」されます。
- ②このほか大会期間中、隊列通過時刻の約3分前から隊列が通過するまでの間(最大で20分程度)、車両・歩行者の通行制限等交通規制が行われます。ご理解のうえ、現場の警察官の指示に従ってください。また、渋滞が予想されますので、規制時間帯を避けるか迂回されるなど、交通の混雑緩和にご協力をお願いします。

★規制の方法

競技車両の隊列は、先頭に規制予告パトカー、最後尾には規制解除のパトカーが来ます。原則として順行車両は隊列に入らない限り通行可、対向車両は徐行して通行可能ですが、隊列と交差する車両及び交差点では、競技車両の安全のため、隊列が通過するまでの間交通が規制されます。

第1次産業 × 第2次産業 × 第3次産業
【農林水産業】 【食品加工】 【流通・販売】
= 第6次産業

新たな食農ビジネスの創出



ご存知ですか？ 6次産業化

秩父別農業の活性化のため、地域の新しい「力」となる6次産業化を推進しております。

▽6次産業とは

農産物を生産する農家が主体的に加工・販売も含めて行うことを6次産業と言います。

6次産業は、農産物を加工することにより、秘められていた付加価値を生み、新たな商品として消費者に直接的に販売することにより、地域の活性化はもとより、農家自身の所得向上に結びつく産業です。

国は現在3兆円の6次産業規模を西暦2020年には10兆円に拡大する目標を立て、農山漁村の雇用確保と所得向上を目指しております。

また、目標を達成するために、次のとおり6次産業化に取り組む農業者に対し支援を行っております。

6次産業化に取り組む国の支援

- ・マーケティングのノウハウなど国の専門のプランナー等が全面的にサポート
- ・計画づくりや新商品開発・販路開拓の支援（補助率 1/3 以内）
- ・加工・販売施設・機械等の整備に対する支援（補助率3/10 以内）

国の支援を受け、事業を展開している一例（道内）

- ◆米、野菜（トマト・ほうれん草・とうもろこし、枝豆）を使用した商品の加工販売
- ◆玄そば、玄米の活用による新商品の生産・販売促進事業
- ◆野菜を活用した新たな野菜ジャムの開発・生産及び販売事業
- ◆青大豆を使用した味噌の商品開発並びにゆきひかりの米粉を使用したパンの商品開発・販売事業

取組方法などお気軽にご相談ください。

- ◆お問い合わせ
役場産業課産業グループ（農政担当）
電話 33-2111（内線66）

第6次産業化のイメージ

生産

加工

流通・販売



1次産業 × 2次産業 × 3次産業 = 6次産業

農林漁業者が生産・加工・流通（販売）を一元化

所得向上
（付加価値・利益）
雇用の場の創出
地域の活性化

北空知広域水道企業団からお知らせ

北空知広域水道企業団は、深川市、沼田町、秩父別町、北竜町、妹背牛町に水道用水を供給する一部事務組合です。

企業団では毎年、条例に基づき財政の状況を公表しています。今回は、平成26年度の事業と経理の内容、平成27年度の事業計画と予算の概要についてお知らせします。

平成26年度の事業と経理の概要、平成27年度の事業計画と予算の概要について

平成26年度の年間水道用水供給実績は3,430,095^m（1日平均9,398^m）となり、前年度と比較して9,603^m（1日平均26^m）減少しました。

平成27年度の年間予定供給量は、3,390,000^m（1日平均9,262^m）とし、施設運転・保守管理を中心とした収益的収支と資本的収支の予算額は下表のとおりです。

平成26年度 北空知広域水道企業団 水道用水供給事業会計試算表

平成27年3月31日現在

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
固定資産	65億5,372万1千円	固定負債	5億5,629万4千円
流動資産	2億1,753万円	流動負債	9,568万6千円
		資本金	38億7,741万4千円
		剰余金	9,445万2千円
		繰延収益	19億4,740万5千円
計	65億7,125万1千円	計	65億7,125万1千円
営業費用	3億7,224万2千円	営業収益	3億4,924万2千円
うち減価償却費	(1億7,730万7千円)	営業外収益	6,324万2千円
営業外費用	1,191万円		
特別損失	1,416万円		
当年度純利益	1,417万2千円		
合計	69億8,373万5千円	合計	69億8,373万5千円

平成27年度 北空知広域水道企業団 水道用水供給事業会計予算表

区分 科目	収益的収支	資本的収支
収入	4億4,737万8千円	2,293万2千円
支出	4億3,016万2千円	8,613万8千円
差引	1,721万6千円	▲6,320万6千円

資本的収支の収入額が支出額に不足する額 6,320万6千円は、損益勘定留保資金などで補てんします。

《お問い合わせ先》

〒078-2222 沼田町字沼田1248番地の1
北空知広域水道企業団

(電話 : 35-1878 / FAX : 35-2782)

<http://www.kitasorasui.or.jp/>

国民年金保険料

「10年の後納制度」は9月30日まで

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです（本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません）。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(TEL 0570-011-050) または砂川年金事務所 (TEL 0125-52-2144) にお問い合わせください。

